



Title	裁判員の法的知識と心理学的知識 : 裁判員制度への動機付けと知識の問題
Author(s)	仲, 真紀子
Relation	裁判員制度と法心理学, 岡田悦典; 藤田政博; 仲真紀子編, ISBN: 9784324087213, pp.120-130
Issue Date	2009-04
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/44803">https://hdl.handle.net/2115/44803</a>
Type	book part
File Information	SSHS2009_120-130.pdf



# 裁判員の法的知識と心理学的知識

## 裁判員制度への動機付けと知識の問題

仲 真紀子

内閣府大臣官房政府広報室等の調査によれば、裁判員制度に「あまり参加したくない、参加したくない」と回答している人の割合は、二〇〇五年は七〇%、二〇〇七年は七八%、二〇〇八年は八二%となっている（順に内閣府大臣官房政府広報室 二〇〇五<sup>(10)</sup>、二〇〇七<sup>(9)</sup>、インテージ 二〇〇八<sup>(6)</sup>）。「参加したい」「してもよい」という人の割合は二五%、二〇%、一五%であり、裁判員制度開始まで一年を切っているというのに、制度に積極的な人はわずか八人に一人である。なぜ、参加したくないのか。選択率の高い理由を見てみると、

「有罪・無罪などの判断が難しそう」四六%、「人を裁くということをしたくない」四六%（以上二〇〇五年）、「判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」七五%、「自分達の判決で被告人の運命が決まるため責任を強く感じる」六四%、「冷静に判断できるか自信がない」四四%、「裁判の仕組みが分からない」四二%（以上二〇〇七年）、自分達の判決で被告人の運命が決まるため責任を強く感じる」七五%、素人に裁判が行えるのか不安である」六四%（二〇〇八年）などとなっている。

裁判が難しく責任のある仕事であることは否めない。また、これまで裁判を体験したことがない人が自信がない、不安であると思うのも頷ける。しかし、「裁判のしくみがわからない」というのであれば、市民に裁判に関わる知識を提供することで、裁判員の意欲を高めることができるのではないか。否、その前に、裁判員になるための意欲と知識とに関連があるのかどうかを検討する必要があるだろう。そのように考えて、市民の裁判員制度に対する意識と知識との関連の検討を始めた。ここでは、まず裁判員に期待される知識について検討し、調査の結果も踏まえながら知識と意識との関連性について考えてみたい。

### 一 裁判に必要な知識

裁判に参加するにはどのような知識が必要だろうか。一つは、法律、裁判、法手続きなどに関する基礎的な用語や概念であるだろう。裁判所のHPに掲載されている裁判員制度Q&Aのなかに、「法律を知らなくても判断することはできるのですか」という問いがある ([http://www.](http://www.saibanin.courts.go.jp/qac/4_3.html)

[saibanin.courts.go.jp/qac/4\\_3.html](http://www.saibanin.courts.go.jp/qac/4_3.html) 一〇〇八年八月一日ア クセス)。HPにおける回答は「裁判員の仕事に必要な『法律に関する知識』や『刑事裁判の手続』については、裁判官が丁寧に説明します」となっているが、このような問いがあること自体、また回答のなかに「裁判員の仕事に必要な『法律に関する知識』や『刑事裁判の手続』とあることから、裁判員となるにはある程度の法的知識が必要であることが推察される。上記の不参加理由にも挙げられているように、少なくとも市民の側は、基本的な概念や用語に関する知識は必要であり、自分にはそれがない、と感じていると思われる。

また、一般に「常識」と呼ばれる知識も無視できない。そもそも裁判員制度は法制度改革審議会による「裁判内容に国民の健全な社会常識を一層反映させる」という意見(三〇一・二〇)を受けて制定された。ここでの「常識」とは何だろうか。鳥取高等裁判所のHPには「多数意見が常識で、少数意見が非常識ということはありません。色々な方の意見を聴き、納得できるところがあれば、それは常識的な考

えであり、理にかなうものだと考えることができます」とある ([http://www.courts.go.jp/tottori/about/koho/08\\_05\\_03\\_kaisai\\_mini\\_forum.html](http://www.courts.go.jp/tottori/about/koho/08_05_03_kaisai_mini_forum.html) 二〇〇八年八月一日アクセス)。

常識とは「納得できる意見」だといえるかもしれない。では「納得できる意見」とは何か。心理学者であれば、納得できるか否かには、よって立つデータやエビデンス、論理的な推論が重要だということかもしれない。法務省が挙げている事例も同様のことを示唆しているように読み取れる。先の問い（裁判員制度Q&A）への回答は、以下のよう  
 うに続く。「例えば、壁にらくがきを見つけたお母さんが、このいたずらは兄と弟のどちらがやったのかと考える場合、『こんなに高いところには弟は背が届かないな。』とか、『このらくがきの字は弟の字だな。』とか、らくがきを見てどちらがやったのかを考えるとします。刑事裁判でも証言を聞いたり、書類を読んだりしながら、事実があったかなかったかの判断をしていくので、日常生活で行っていることと同じことをしていると云えます」。椅子や脚立に乗っても届かないほど高い場所に書かれているかどうか

か、弟に特有なエラーや他者では真似のできない文字の形であるかどうか、といった推論にもとづく意見が重要であると考えられるだろう。

しかし、背の高さや文字の形（筆跡鑑定の信用性も議論のあるところだが）にとどまらない、例えば記憶や知覚など、目に見えにくい人の認知や行動については、市民ほどの程度納得できる推論ができるだろうか。カッシン (Cassin et al., 1989, 2001) (7) (8) は人物の知覚や出来事の記憶等、裁判に関わる心理学的知識が法廷ではしばしば「常識」として扱われるとし、心理学者が納得できる、エビデンスにもとづく「常識」とは何かを検討している (Cassin et al., 1989, 2001)。(7) (8) 彼らは証言、記憶、識別の信用性に関わる約三〇の言明（「出来事に関する目撃証言は、具体的にどのような形式や内容の質問をされるかによって影響を受ける」等）を提示し、専門家としてどの程度信用性があると思うかを判断させた。その結果、専門家の九割以上が（データにもとづく）「信用できる」とした言明は、質問や教示の仕方、正確さと確信度の関係、人物の識別における人種間バイア

ス、催眠の影響、子どもの被暗示性などに関わる一〇項目であった。これらは心理学研究によつて得られた「常識」だといえるだろう。

市民は常識としてこういった知識をもっているだろうか。ディッフェンバッシャーとロフタス (Deffenbacher and Loftus, 1982)<sup>(4)</sup> は、大学生と市民に「凶器注目効果 (凶器があるとそちらに注意が向かい犯人の顔の記憶が低下する)」「人種間バイアス (人種が異なると識別しにくい)」等に関する判断を求めた。その結果、専門家と同じ方向の判断がなされた率は五〇％に満たず、市民では特に低かった (三六％)。また、ブライハムとボスウェル (Brigham and Bothwell, 1983)<sup>(2)</sup> は電話帳からランダムに選んだ二三人の市民に、ある目撃実験の結果を予測させるといふ調査を行った。この目撃実験での実際の識別率 (参加者がターゲットを正しく識別できた割合) は一二％であったが、市民が予測した値は七〇％であり、市民は目撃者の能力を過大評価していることが示された。さらにヘイスティ (Hastie, 1980)<sup>(5)</sup> は陪審員による評議を分析し、記憶が問題

となる一一の評議のなかで、記憶の変容など当然考慮すべき事柄が議論されたのは一評議体であること、ストレスは記憶を高めるなど専門家とは逆の信念が述べられているケースもあることを示している。上記調査における「参加したくない理由」として挙げられている「裁判のしくみがわからない」には、こういった常識の不足も含まれているのだろうか。

本稿では以下、岡田、藤田、山崎との共同で行った市民への調査 (岡田、仲、藤田 二〇〇六<sup>(12)</sup> a、二〇〇六<sup>(13)</sup> b、二〇〇七<sup>(14)</sup>) のなかから、裁判員制度に対する意識、および法学的知識、心理学的知識を調査した結果をもとに、知識と意識の関連性について検討する\*。

\* 本稿で扱う分析の一部は Psychology, Crime & Law (ヨーロッパ心理・法学会機関誌) において審査中の論文の一部となるものであるが、Psychology, Crime & Law のエディタの許可を得てここに紹介する。

## 二 調 査

調査は二〇〇四年十一月、東京都大田区、名古屋市緑区、福島市の選挙人名簿から計一、五〇〇人の二十一〜七十四歳の男女を無作為に抽出し、郵送法で実施した。回答数は二九四件であった。うち男性は一三八人、女性は一五三人（記入のある者のみ）であり、教育歴の構成は中学校三五人、高等学校一〇一人、専修学校／専門学校二三人、短大／高専二六人、大学九五五人、大学院九人であった（記入のある者のみ）。短大までの群を一般群、大学・大学院までの群を長期群とする。郵送した調査表には約一三〇項目の質問事項が含まれているが、ここでは裁判員制度に対する意識を尋ねる項目（五件法によるもの三八項目）、心理学的知識（一一二項目）、法学的知識（一一項目）の分析を紹介する。法学的知識の問題は岡田が作成し、心理学的知識はKassinらによるものを一部改変して用いた。<sup>\*</sup>質問を表1に示す。なお、意識に関する項目は「1..そうは思わない」「5..そう思う」までの五件法、知識に関する調査

は「1..正しい」「2..分からない」「3..間違っている」の三件法で反応を求めた。

まず、意識に関する三八項目に対し因子分析を行ったところ、三つの因子を同定することができた。第一の因子は、「裁判員制度に賛成である」「裁判員制度は市民社会の発展のためには必要な制度である」などの項目への負荷が高かった。よって「意欲関心」などと命名できそうであるが、負荷量が負の値であること、また第二、第三因子の方向性と一致させて「消極性」と命名した。つまり、得点が高いほど「意欲関心」が低いということになる。第二の因子には、「裁判のことがよくわからない」「法律知識の欠如」などへの負荷が高い。そこでこれを「資質能力への不安」とした。第三の因子には、（不安や障害の理由としての）「職場の休暇」や「職場の理解」が関わっている。そこで、この因子は「障害」とした。

「消極性」「資質能力への不安」「障害」の各尺度スコアを算出したところ、それぞれ二・九三、三・三三、三・一九であり、相対的に資質能力への不安が高かった。また、

表1 心理学的知識と法学的知識 (DKは「分からない」、□は「正答」を示す)

No	略称	法学的知識	N	正	誤	DK
1	推定無罪	被告人は、法廷において証拠により、有罪であると証明されるまで、無罪と推定される	285	65	14	19
2	黙秘	被告人が黙秘したとしても、これだけで、被告人を犯人扱いしてはいけない	286	84	6	9
3	自由心証	証拠については、裁判員はそれぞれ、信用できるかどうか、自由に評価することができる	286	53	20	25
4	供述証拠	被告人の供述だけしか証拠がない場合には、この供述に基づいて、被告人を有罪とすることができる	287	9	59	31
5	基礎女王	裁判の最初に、検察官が読む起訴状は、証拠である	285	16	46	37
6	証言	法廷で証人が証言する内容は、証拠である	287	54	16	29
7	供述証拠	被告人の供述を内容とする文書は、証拠となることがある	286	74	4	20
8	自白の任意性	被告人の意思に反して強制的に供述したことは、証拠となる	288	8	71	20
9	立証責任	被告人は、自分が無罪であることを証明する責任がある	284	38	30	30
10	有罪の証明	検察官の有罪の証明は、「有罪の証拠がある」ということだけで充分である	283	12	50	36
11	合理的疑い	「もしかしたら有罪ではないかもしれない」という疑問があっても、刑事裁判では有罪としてよい	288	3	77	19
12	伝聞証拠	うわさも、証拠とすることができる	286	2	79	18
項目	略称	心理学的知識	N	正	誤	DK
1	強い恐怖	強い恐怖を引き起こした体験の記憶は、普通の出来事の記憶よりも正確である	287	15	47	47
2	凶器注目	銃やナイフなどの凶器があると、目撃者はそちらに注意がいきまいて、犯人の顔をよく記憶できない	287	55	6	6
3	目撃時間	目撃した時間が短ければ短いほど、事件の記憶は不正確になる	287	35	31	31
4	確信度と正確性	目撃者が自信をもって証言していれば、その証言は正しい	287	8	47	47
5	事後情報	目撃証言は、人の意見やメディア報道など、後に見聞きしたことによって影響を受ける	289	75	7	7
6	無意識的転移	事件とは全く別の状況や文脈で見た人物を、誤って犯人だと思いこんでしまうことがある	285	68	8	8
7	アルコール	酔っぱらった状態で目撃したことは信用できない	285	48	15	15
8	記憶の抑圧	外傷体験(トラウマ)は抑圧され、思い出せなくなることがある*	284	65	4	4
9	記憶の回復	完全に忘れていた外傷体験(トラウマ)は、突然思い出されることがある**	283	71	4	4
10	記憶の弁別	証言に含まれる実際の体験は、嘘、思い込み、空想などから客観的に区別することができる	282	12	31	31
11	幼児の証言	幼児の証言は信用できない***	283	9	50	50

\*、\*\*Kassinらの研究では、抑圧と回復は合わせて尋ねている。

\*\*\* Kassinらの文言は「幼児の証人は、成人の証人に比べ、正確さの度合いが低い」である。適切な面接を行うことにより、より信用性の高い証言を引き出すことはできる。

年齢（二十一―四十代、五十代以上の二群）、教育歴（上記の一般群、長期群）、性差による違いを検討したところ、一般群よりも長期群の方がスコアが高く（一般群三・二四、長期群二・九九）、特に一般群では「資質能力への不安」と「障害」の値が高かった（消極性二・九二、資質能力への不安三・二五、障害三・一八）。また、一部年齢差も見られた。消極性、資質に関して年齢群による差はないが、障害は高年齢群の方が低い（若年齢では三・四四であるのに対し高年齢では二・九二）。高齢、特に退職後は仕事や勉強などによる障害からは解放されやすいということだろう。

次に知識について見てみよう。法学的知識について刑法および判例にもとづき正答数を求め同様の分析を行った。その結果、全体の正答率は五八%であった。「黙秘権」「伝聞証拠」「合理的な疑い」などは正答率が七〇―八〇%と比較的高い。一方「証明責任」「操作記録」「有罪の証明」などの正答率は三―五〇%であり低かった（文言の分かりにくさによるところもあるかもしれない）。また、意識と同様に性差、年齢差、教育歴の違いを調べたところ、一般

群よりも長期群の方が正答数が多かった（中高短大群は五五%、大学群は六八%）。

心理学的な常識についてはどうだろうか。Kassin et al (2001)<sup>(8)</sup>の専門家と一致する方向の判断を「正答」として集計したところ、平均値は三八%であった。性別、年齢、教育歴による差異が見られ、女性において、また高齢者において一般群よりも長期群において正答率が高かった（女性では一般群三五%、長期群四七%、高齢群では一般群三五%、長期群四五%）。

正答率が高い項目は「事後情報効果」「無意識的転移」等であり、参加者の六〇―七〇%が正答である。一方、「記憶の抑圧・回復」「子どもの証言」の正答率はどちらも一〇%未満であった。記憶の抑圧・回復については、筆者は他にも調査を行ったことがある。そこでは大学生が対象であったが、同様の結果であり、一般市民、学生における記憶の抑圧・回復に関する信念は強いことが伺われる(Nara & Maki, 2006)<sup>(11)</sup>。また、子どもの証言については「信用できない」という表現に対し「信用できないとまではいえない

い」という反応が生じたのかもしれない。しかし、補足調査として行った大学生対象の調査でも、意識版（幼児の証人は成人の証人に比べ正確でない）の正答率は二三%、原文版（幼児の証人は、成人の証人に比べ、正確さの度合いが低い）の正答率は三九%であり、全体として、幼児の証言の信用に対する懐疑の度合いは低いようであった。

最後に心理学的知識、法学的知識の正答率と、三つの尺度スコア（消極性、資質能力への不安、障害）との相関を調べた。その結果、法学的知識における正答率は「消極性」「資質能力への不安」と負の相関をもち、正答率が高いほど、消極性、資質能力への不安は低かった。これに対し、心理学的知識においては、正答率は、消極性、資質能力への不安、障害のいずれとも関連性は見出せなかった。

\* Kasaharaらの項目は専門家に向けたものであるので、文言を簡易化した。補足調査として、大学生を対象に、簡易版、意識版、原文訳（バックトランスレーションを行ったもの）を用いて調査を行い、比較したが、大きな差異は認められなかった。

### 三 ま と め

ここでは裁判員制度に対する意識の特徴を分析し、裁判に関する知識（法学的知識、心理学的知識）との関連性について検討した。まず、裁判員制度に対する意識については、主に制度そのものに対する消極性、自身の能力・資質に関する不安、そして休暇が取れるかといった実質的な障害に関する不安に分けることができた。そのなかでも資質・能力に関する不安は高く、それは教育年数が相対的に少ない群において高かった。また、法学的な基礎知識については、立証責任や有罪の証明などの理解が困難であること、心理学的知識については記憶の抑圧と回復、幼児の証言などに対する懐疑の度合いが低いことが示された。これらの知識についても教育年数による違いが見られた。

ここで扱った法学的知識も心理学的知識も、裁判においては重要であると思われる。しかし、意識との関連性が見られたのは、法学的知識のみであった。市民が「裁判のことがわからない」というとき、これは法学的な知識や裁判

の手続きを指すものであって、目撃証言の信用性や記憶の抑圧や回復に関わる知識ではないことが示唆される。このことから、市民の顕在的な不安を低減するには、まずは法学的知識を強化することが重要であるという提言を行うことができる。事実、法務省はビデオの貸し出し、出前教室、説明会、パンフレットなどを通して、様々な支援を行っている。また、法廷用語の日常化なども、法学的知識の不足からくる（と認識されている）不安を低減するのに役立つと思われる。ただし、例えば「未必の故意」など、日常では用いない概念を簡易的に導入することは、むしろ市民の不安を高めることも示唆されている（山崎、仲 <sup>(17)</sup> 三〇八）。市民が裁判や法律の言葉に触れる機会を自然に増やしていく工夫が必要であろう。

では心理学的知識を強化する必要はないのだろうか。人は誰でも自分の心を内省することができ、その意味では「心理学的知識の専門家」である（Yarney, 2001; Deffenbacher & Loftus, 1982）<sup>(4)</sup>。そのため、心理学的知見の不足は認識されにくいのもかもしれない。しかし、例えばワイズと

セイファー（Wise and Safer, 2004）<sup>(15)</sup> は裁判官を対象に心理学的命題について調査を行い、より知識のある裁判官は、より慎重な判断を行うことを明らかにしている。また、専門家証言によって心理学的知識の提供を受けた模擬陪審員は、模擬裁判で適切な判断を自信をもって行うことができたと報告もある（Cutler, Penrod & Dexter, 1989）<sup>(3)</sup>。

専門的知識は裁判官が説明するので市民には必要ないと言うのではなく、裁判員にも適切なかたちで知識を提供し、「知識をもっている」という意識を育むことが重要であろう。また、市民は常識という重要な知識をもっていることを自覚してもらうことで、裁判員制度に対する不安を低減し、より積極的に関わってもらえるようになれば、と思う。

#### 〔引用・参考文献〕

- (1) 日本弁護士連合会 法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム編 「やさしく読み解く 裁判員のための法廷用語ハンドブック」 三省堂 二〇〇八
- (2) Brigham, J. C., & Bothwell, R. K. (1983). The ability of

- prospective jurors to estimate the accuracy of eyewitness identifications. *Law and Human Behavior*, 7, 19-30.
- (3) Cutler, B. L., Penrod, S. D., & Dexter, H. R. (1989). The eyewitness, the expert psychologist, and the jury. *Law and Human Behavior*, 13, 311-332.
- (4) Deffenbacher, K. A., & Loftus, E. F. (1982). Do jurors share a common understanding concerning eyewitness behavior? *Law and Human Behavior*, 6, 15-30.
- (5) Hastie, R. (1980). From eyewitness testimony to beyond reasonable doubt. Paper presented at the annual meeting of the Law and Society Association and the Research Committee on Sociology of Law of the International Sociological Association, Madison, WI. (Cited in Kassir et al. (1989))
- (6) インターネット「裁判員制度に関する意識調査」調査結果報告書 平成二十年二月  
([http://www.saibarin.courts.go.jp/topics/08\\_04\\_01\\_isiki\\_tyouasa.html](http://www.saibarin.courts.go.jp/topics/08_04_01_isiki_tyouasa.html) 二〇〇八年四月一日アクセス) 二〇〇八年
- (7) Kassir, S. M., Ellsworth, P. C., & Vicki, L. S. (1989) The “general acceptance” of psychological research on eyewitness testimony: A survey of the experts. *American Psychologist*, 44, 1089-1098.
- (8) Kassir, S. M., Tubb, V. A., Hosch, H. M., & Memon, A. (2001). On the “General acceptance” of eyewitness testimony research: A new survey of the experts. *American Psychologist*, 56, 405-416.
- (9) 内閣府大臣官房政府広報室「裁判員制度に関する特別世論調査」の概要(平成十八年十二月調査) 二〇〇七年  
(<http://www.8.cao.go.jp/survey/index.html> 二〇〇七年十一月一日アクセス)
- (10) 内閣府政府広報室「裁判員制度に関する世論調査」(平成十七年二月調査) 二〇〇五年  
(<http://www.8.cao.go.jp/survey/index.html> 二〇〇七年十一月一日アクセス)
- (11) Naka, M., & Maki, Y. (2006). Belief and Experience of Memory Recovery. *Applied Cognitive Psychology*, 20, 649-659.
- (12) 岡田悦典、仲真紀子、藤田政博 裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識(1) —予備的アンケート調査から— 二九 三七—七六 南山法学 二〇〇六a
- (13) 岡田悦典、仲真紀子、藤田政博 裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識(2) —予備的アンケート調査から— 三〇 八九—一一一 南山法学 二〇〇六b
- (14) 岡田悦典、仲真紀子、藤田政博 裁判員の刑事裁判へ

- の参加意識と法に関する認識 (3・定) —予備的アンケート調査から— 三〇 四九—九二 南山法学 二〇〇七
- (15) Wise, R. A., & Safer, M. A. (2004). What US Judges Know and Believe About Eyewitness Testimony. *Applied Cognitive Psychology*, 18, 427-443.
- (19) Yarney, A. D. (2001). Expert testimony : Does eyewitness memory research have probative value for the courts? *Canadian Psychology*, 42, 92-100.
- (17) 山崎優子、仲真紀子 「未必の故意」に関する教示が司法修習生と大学生の裁判理解および法的判断に及ぼす影響 法と心理 七 八一—八二〇〇八

〔なか・まき〕 北海道大学大学院文学研究科教授〕